

地方財政の充実強化に関する決議

都市自治体は、人口減少・少子高齢社会への対応や教育、防災・減災対策とともに、近年は特に、社会インフラの老朽化など喫緊の課題に取り組んでおり、これらの経費の増加によって恒常的な財源不足に陥っている。

住民の生活に直結した行政サービスを迅速かつ的確に提供するためには、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進するとともに、社会基盤の整備等に対する安定的な税財源の確保が不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方行財政をはじめ地方に影響を及ぼす重要な課題については、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な議論を経て決定すること。
2. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が5対5となるよう見直すこと。
3. 年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。
4. 社会保障や社会インフラの老朽化・防災対策等を含めた社会資本整備をはじめ、情報システム整備、地域経済の基盤強化、雇用対策など、都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保すること。
5. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度を確立し、地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。
6. 法人住民税は都市自治体の基幹税源であることから、更に法人実効税率を引き下げる場合は地方交付税原資の減収分を含め、必ず安定的かつ恒久的な代替財源を確保すること。
7. 法人住民税を地方自治体間の税源の偏在是正の財源とすることは、地方分権改革の流れに逆行し、かつ、地方の財源不足という根本的な問題の解決にはならず、しかも一部の都市自治体では財政運営に悪影響が見込まれることから、偏在是正のあり方について市町村の意見を十分に踏まえながら検討を行うこと。また、都市自治体の税制を見直す場合には、全ての都市自治体の財政運営に悪影響が生じないよう、必要な対策を講じること。
8. 自動車取得税については、消費税10%時に廃止することとされているが、その税収の7割が市町村に交付されており、都市自治体においては大きな減収となることから、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。
9. ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
10. 債却資産に対する固定資産税は、債務資産の所有者が事業活動を行うに当たり、都市自治体から行政サービスを享受していることに対する応益負担であるため、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を搖るがす見直しは断じて行うべきではなく、特例によ

る減免期間終了後は本来の制度とし、これを堅持すること。

1 1. 消費税10%時に導入するとされている軽減税率制度については、対象品目の選定の公平性、困難性など様々な課題があることから慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、都市自治体の社会保障財源に影響を与えることのないよう確実に代替財源を確保すること。

1 2. 国民健康保険制度の安定的かつ持続的な運営に資するため、国保財政の基盤強化を図るとともに、低所得者層などの負担軽減のための国による財政措置を拡充すること。

以上決議する。

平成28年5月17日

東海市長会

地方創生及び活力に満ちた地域社会の 実現に関する決議

東京圏への一極集中が止まらない。この流れに歯止めをかけ、地方創生を実現するには、国と地方の適切な役割分担のもと、国においては抜本的かつ総合的な取り組みを推進するとともに、都市自治体の創意を活かす分権型社会の構築が欠かせない。

また、大きな社会課題となっている貧困の世代間連鎖の解消をはじめ、誰もが夢と希望と生きがいを持ち、多様な生き方ができる活力に満ちた地域社会の形成に向けて、一億総活躍社会の実現が強く求められている。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方創生の実現に向け、国と地方の役割分担の最適化・明確化を図るとともに、都市自治体が地域の特性や創意を活かし、実情に即した施策を効果的・効率的に推進できるよう、眞の分権型社会の実現に向けた改革を加速させること。特に、地域の特性を活かした観光産業、伝統産業、農林水産業及び商店街などの振興策を充実強化し、地方の雇用創出、移住定住化の促進を図ること。
- 2 子ども医療費の無償化、教育費・保育料の軽減、生活保護制度の運用などについて、都市自治体の個別政策等に委ねるのではなく、ナショナルミニマムとして国が責任を果たすこと。また、福祉をはじめとした各種補助制度は、所定の補助率確保及び実態に即した補助単価とするなど、都市自治体の財政状況による格差が生ずることのないよう、十分な財政措置を講じること。
- 3 東京圏一極集中を是正し、大規模災害に備えた多極分散型の国土を形成するため、政府関係機関の地方移転、地方高等教育機関の充実、交通網・情報通信網等の社会基盤整備、雇用創出、地域医療保健体制の整備のほか、産業振興や文化交流、防災面等において地方が進める都市間連携の支援等を推進すること。
- 4 将来を展望し、安心のライフプランを描くことができるよう、年金・医療をはじめとする社会保障やその財源の安定的確保などの政策をより確かなものとし、広く国民に示すこと。
- 5 尊い国民の生命を守るため、いじめや虐待の防止、自殺予防、高齢者等の見守り、防犯・交通安全などについて、実効性のある対策を講じること。
- 6 誰もが自らの夢と希望を抱き、生きがいの持てる社会を構築するため、雇用環境の改善、働き方改革、教育機会の均等化、生活者自立支援、子育て・介護・障がい児者等福祉サービスの充実など、抜本的かつ総合的な対策を強化すること。

以上決議する。

平成28年5月17日

東海市長会

地震・津波・火山噴火等防災対策の充実強化に関する決議

本年4月の熊本地震により、今なお、被災された多くの方が避難生活を余儀なくされており、地域の復興に向けて、一刻も早い取組が必要である。

日本列島が相次いで地震に見舞われており、東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

また、近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、昨年も各地で集中豪雨による大規模な土砂災害や火山噴火が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした異常現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靭化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮の上、南海トラフ地震防災対策推進基本計画などの諸計画について、着実に推進すること。
2. 都市自治体が取り組む、教育・文化施設、上下水道、道路橋梁、河川、港湾などの公共施設や都市基盤施設の耐震化や強靭化事業、さらには、民間住宅等の耐震化促進事業や砂防対策等、防災・減災に係る諸事業に対して、事業推進を図るとともに、財源措置を拡充・強化すること。
3. 津波対策として、企業や住宅、公共施設等の移転を促進するため、土地利用の規制緩和など地域の実情に応じた法令整備を図ること。
4. 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において早期に整備すること。
5. 富士山の噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導となった広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。
6. 被災自治体の支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みの確立と財政措置を講じること。
7. 原子力災害時広域避難計画の実効性を高めるため、都市自治体では困難な課題の解決に向け、国、県等が連携して支援すること。

以上決議する。

平成28年5月17日

東海市長会

学校施設整備の推進に関する決議

学校施設の大半は昭和40年代、50年代の児童生徒数の急増期に設置されているため、老朽化対応が喫緊な課題となっている。児童生徒の安全・安心の確保と教育環境の充実を図るため、地域の実情に応じた計画的な学校施設の整備を進めていくことが必要であるが、国の公立学校施設整備にかかる予算が十分確保されておらず、都市自治体においては、しばしば計画の変更を余儀なくされているところである。

特に、平成27年度においては、老朽建物の改修やトイレ、空調工事等の大規模改造事業に対して学校施設環境改善交付金の採択されないものが相当数生じたので、学校施設の環境整備の推進に著しい支障がでている。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 老朽化の進む校舎やトイレ、空調等の大規模改造事業を都市自治体が計画的に推進できるよう、学校施設環境改善交付金を確実に確保すること。
また、交付決定については、年度の早い時期に統一して行うこと。
2. 小規模な改修工事やプール等付帯設備の老朽化対策等が、学校施設環境改善交付金の対象事業となるよう、対象事業の拡大を図ること。
3. 児童生徒が1日の大半を過ごす普通教室の空調設置等は、学校施設環境改善交付金の現在の補助率や基準単価では早期かつ一律的に実施していくことが困難なため、補助率の引上げ等、財政措置の拡充を図ること。

以上決議する。

平成28年5月17日

東海市長会